

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年十一月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月四日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木村 和正

花園本庄線	路線名
本庄市栗崎字古川端一六五番一 地 先から同市栗崎字前河原一二三番 三地先まで	供用開始の区間
令和四年十一月四日	供用開始の期日
令和二年五月十二日付け埼玉 県本庄県土整備事務所長 告示第五号及び令和四年十 一月四日付け埼玉県本庄県 土整備事務所長告示第十号 で告示した道路予定区域の 供用開始である。延長一四 〇・四二メートル	備考